

○井原市簡易水道条例施行規則

平成16年12月27日規則第48号

改正

平成18年3月23日規則第7号

平成19年2月23日規則第6号

平成22年6月8日規則第17号

平成25年12月19日規則第27号

平成29年12月22日規則第17号

令和元年8月16日規則第17号

井原市簡易水道条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、井原市簡易水道条例（昭和43年井原市条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(加入負担金)

**第2条** 条例第6条の加入負担金の額は、別表に定めるところによる。ただし、美星簡易水道の加入負担金については、分割して納付することができるものとする。

(委任)

**第3条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 美星簡易水道の平成18年9月30日までの加入負担金の額は、別表の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

簡易水道別	量水器の口径	加入負担金の額
美星簡易水道	13ミリメートル	円 315,000
	20ミリメートル	420,000
	25ミリメートル	630,000

	30ミリメートル	735,000
	40ミリメートル	945,000
	50ミリメートル	1,260,000

上記以外の量水器の口径に係る加入負担金の額については、市長が別に定める。

- 3 前項の加入負担金については、分割して納付することができるものとする。

**附 則** (平成18年3月23日規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の井原市簡易水道条例施行規則の規定にかかわらず、改正前の井原市簡易水道条例施行規則の規定に基づきなされた処分及び手続については、平成18年5月31日までは、なお従前の例による。

**附 則** (平成19年2月23日規則第6号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成22年6月8日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の井原市簡易水道条例施行規則の規定は、平成22年6月1日から適用する。

**附 則** (平成25年12月19日規則第27号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則** (平成29年12月22日規則第17号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則** (令和元年8月16日規則第17号)

この規則は、井原市簡易水道条例の一部を改正する条例（令和元年井原市条例第22号）の施行の日から施行する。

**別表** (第2条関係)

簡易水道別	量水器の口径	加入負担金の額
中央簡易水道	—	円 110,000
種花滝簡易水道	—	143,000

川町簡易水道	—	110,000
高原簡易水道	—	110,000
美星簡易水道	13ミリメートル	550,000
	20ミリメートル	660,000
	25ミリメートル	880,000
	30ミリメートル	990,000
	40ミリメートル	1,210,000
	50ミリメートル	1,650,000

備考 上記以外の量水器の口径に係る加入負担金の額については、市長が別に定める。